

## 木津川市告示第61号

木津川市賃上げ応援支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月11日

木津川市長 谷口 雄一

### 木津川市賃上げ応援支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰が続く中において、労働者の生活水準の維持向上及び労働力の確保等のために、物価上昇を上回る賃上げを実施し、賃上げ環境の整備を行う中小企業者を支援するため、市内の中小企業者が行う賃上げに対し、予算の範囲内において木津川市賃上げ応援支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社又は個人をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
  - ア 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数を超える規模の会社をいう。以下同じ。）によって所有されている者
  - イ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が大企業によって所有され

ている者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 基本給単価 中小企業者が雇用する労働者に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。

(3) 正規雇用労働者 期間の定めのない契約により雇用される労働者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の被保険者であるものをいう。

(4) 賃上げ率 賃金の引上げ前後における基本給単価の差額を賃金の引上げ前における基本給単価の額で除して得た割合をいう。

(5) 事業場 本社、本店、支店、営業所その他事業活動を行う拠点をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に事業場を有する中小企業者（個人の場合にあつては、市内に事業場及び住所を有する者）であつて、令和7年1月1日から令和8年12月31日までの間において同一事業年度内に正規雇用労働者について賃上げ率を5.0%以上引上げ、かつ、当該賃金の引上げ後の基本給単価により算定した賃金を実際に支給したものとする。

2 前項の規定による賃金の引上げの対象とする正規雇用労働者（以下「対象従業員」という。）は、第5条の規定による登録を行った日及び第8条の規定による交付申請が受付された日（以下「交付申請受付日」という。）のいずれの日においても、交付対象者に雇用されており、かつ、市内の事業場に勤務しているものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力

団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (3) 本補助金と同一又は類似の内容の補助金等について、市又は他の地方公共団体等から交付を受けている又は受ける者
- (4) 交付申請受付日において市税を滞納している者
- (5) 労働者に対し支給した賃金が、当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を下回っている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次条の規定による事前登録時点における対象従業員1人につき50,000円とし、一の交付対象者につき500,000円を上限とする。

2 この告示による補助金の交付は、一の交付対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請に係る事前登録)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、補助金の交付申請に係る情報等を、市長が別に定める期間内に、市長が定める方法により登録しなければならない。

(事前登録に係る審査及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による登録があったことを確認したときは、登録のあった順（以下「登録順」という。）にその内容を審査し、これを適当と認めるときは、登録順に補助金の交付対象候補者であることの決定（以下「候補者決定」という。）を行い、当該登録をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査において、適当と認めたものに係る補助金の額の合計が、予算額を上回るときは、登録の受付を中止する。

(変更等の登録)

第7条 候補者決定を受けた交付対象者（以下「候補者」という。）は、第5条の規定により登録した内容を変更する必要があるときは、変更後の内容を登録し、その承認を受けなければならない。なお、候補者決定後における補助金の増額変更は認めないものとする。

2 候補者は、第5条又は前項の規定により登録した賃金の引上げの実施を中止する場合は、中止する旨を登録し、その承認を受けなければならない。

（交付申請及び請求）

第8条 候補者は、対象従業員に対し、賃金の引上げ実施後の基本給単価により算定した賃金の最初の支給を行ったときは、賃上げ応援支援補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

- （1） 登記情報等が分かる書類の写し
- （2） 賃上げ算定表（別記様式第2号）
- （3） 対象従業員の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- （4） 対象従業員の賃金台帳その他賃金引上げ前後における基本給単価の分かる書類の写し
- （5） 対象従業員の雇用保険加入証明書の写し
- （6） 誓約書（別記様式第3号）
- （7） 通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類
- （8） その他市長が必要と認める書類

2 候補者が前項に規定する期間内に申請書を提出しなかったときは、補助金の交付を辞退したものとみなす。

（交付決定及び補助金の交付等）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その内容を賃上げ応援支援補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 補助金の請求は、前項の規定による交付決定の日になされたものとみなす。

- 3 市長は、審査の結果、適当でないと認めるときは、賃上げ応援支援補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、通知するものとする。
- 4 申請書に不備があり、市長が補正を求めたにもかかわらず、指定する日までに補正が行われない場合であって、候補者の責めに帰すべき事由により交付決定ができないときは、当該候補者は、申請を辞退したものとみなす。

（交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（検査等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助金の執行状況について実地検査をさせることができる。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式第1号 (第8条)

申請日	年 月 日
-----	-------

木津川市長 宛て

賃上げ応援支援補助金 交付申請書 兼 請求書

木津川市賃上げ応援支援補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請及び請求します。

また、この申請に当たり、市において市税の納付状況について確認されることについて同意します。

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

㊞

1 申請者の情報

事前登録番号		事前登録金額		円
事業所名		法人、個人事業主 区分		
所在地 1				
所在地 2				
主たる業種 (右記より選択)	1. 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (以下2~4除く) 2. 卸売業 3. サービス業 4. 小売業			
常時使用する 従業員の数		人	資本金の額 (法人のみ)	万円
連絡先	電話: メール:		担当者	

2 補助金交付申請額及び請求額

申請額 及び 請求額	賃上げ対象従業員数	人	×	50,000 円	=	円	上限500,000円
------------	-----------	---	---	----------	---	---	------------

※賃上げ対象従業員については、5%以上の賃上げを行っていること

3 振込先口座

フリガナ							
口座名義							
振込先口座	金融機関名		本支店 出張所名等				
	口座種別		口座番号				

添付書類

- (1) 登記情報等が分かる書類の写し
- (2) 賃上げ算定表 (別記様式第2号)
- (3) 対象従業員の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (4) 対象従業員の賃金台帳その他賃金引上げ前後における基本給単価の分かる書類の写し
- (5) 対象従業員の雇用保険加入証明書の写し
- (6) 誓約書 (別記様式第3号)
- (7) 通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第8条関係）

賃上げ算定表

申請者名  
(法人名・屋号)

\_\_\_\_\_

事前登録番号

\_\_\_\_\_

(1) 対象従業員氏名

\_\_\_\_\_

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

年 月 日

基本給単価の単位

\_\_\_\_\_

賃上げ前の基本給単価

円 … A

賃上げ後の基本給単価

円 … B

賃上げ率 (B-A) / A

%

(2) 対象従業員氏名

\_\_\_\_\_

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

年 月 日

基本給単価の単位

\_\_\_\_\_

賃上げ前の基本給単価

円 … A

賃上げ後の基本給単価

円 … B

賃上げ率 (B-A) / A

%

(3) 対象従業員氏名

\_\_\_\_\_

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

年 月 日

基本給単価の単位

\_\_\_\_\_

賃上げ前の基本給単価

円 … A

賃上げ後の基本給単価

円 … B

賃上げ率 (B-A) / A

%

(4) 対象従業員氏名

\_\_\_\_\_

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

年 月 日

基本給単価の単位

\_\_\_\_\_

賃上げ前の基本給単価

円 … A

賃上げ後の基本給単価

円 … B

賃上げ率 (B-A) / A

%

(5) 対象従業員氏名

\_\_\_\_\_

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

年 月 日

基本給単価の単位

\_\_\_\_\_

賃上げ前の基本給単価

円 … A

賃上げ後の基本給単価

円 … B

賃上げ率 (B-A) / A

%

(6) 対象従業員氏名

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

年	月	日
---	---	---

基本給単価の単位

賃上げ前の基本給単価

円	… A
---	-----

賃上げ後の基本給単価

円	… B
---	-----

賃上げ率 (B-A) / A

%
---

(7) 対象従業員氏名

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

年	月	日
---	---	---

基本給単価の単位

賃上げ前の基本給単価

円	… A
---	-----

賃上げ後の基本給単価

円	… B
---	-----

賃上げ率 (B-A) / A

%
---

(8) 対象従業員氏名

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

年	月	日
---	---	---

基本給単価の単位

賃上げ前の基本給単価

円	… A
---	-----

賃上げ後の基本給単価

円	… B
---	-----

賃上げ率 (B-A) / A

%
---

(9) 対象従業員氏名

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

年	月	日
---	---	---

基本給単価の単位

賃上げ前の基本給単価

円	… A
---	-----

賃上げ後の基本給単価

円	… B
---	-----

賃上げ率 (B-A) / A

%
---

(10) 対象従業員氏名

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

年	月	日
---	---	---

基本給単価の単位

賃上げ前の基本給単価

円	… A
---	-----

賃上げ後の基本給単価

円	… B
---	-----

賃上げ率 (B-A) / A

%
---

別記様式第3号（第8条関係）

木津川市長 宛て

申請者名	
事前登録番号	

誓約書

木津川市賃上げ応援支援補助金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

記

（代表者が内容を確認のうえ、下記チェックボックスに✓を記入してください。）

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者ではありません。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- 3 本補助金と同一又は類似の内容について、本市又は他の地方公共団体等から補助金等の交付を受けている又は受ける者ではありません。
- 4 交付申請受付日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者ではありません。
- 5 労働者に対し支給した賃金が、当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を下回っている者ではありません。
- 6 申請者は、市長が、必要であると認める場合に職員に書類等の検査をさせ、又は補助金の執行状況について実施検査をさせるときは、これを受けます。
- 7 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。
- 8 木津川市賃上げ応援支援補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還します。

誓約者

	記入日	年	月	日
所在地 <small>（個人事業主は、住民票記載の住所）</small>				
法人名 <small>（個人事業主は、氏名）</small>				
代表者職名		代表者氏名		

※ 申請者が自筆で署名すること

※ 法人の場合は、代表者の自筆に代えて、記名及び実印の押印でも可

別記様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

木津川市長

印

賃上げ応援支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木津川市賃上げ応援支援補助金の交付について、次のとおり決定したので、木津川市賃上げ応援支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円	
振 込 予 定 日	年 月 日	
振 込 先	銀行名・支店名	
	預 金 科 目	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	
備 考		

- (1) 市長が必要であると認める場合に、職員に書類等の検査をさせ、又は補助金の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (2) 木津川市賃上げ応援支援補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

別記様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様  
（事前登録番号： ）

木津川市長

印

賃上げ応援支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木津川市賃上げ応援支援補助金については、交付をしないことに決定したので、木津川市賃上げ応援支援補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

交付をしない理由：